

四日市市告示第 88 号

四日市市市民自主運行バス強化促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市市民自主運行バス強化促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市市民自主運行バス強化促進事業費補助金交付要綱（令和 4 年四日市市告示第 192 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の額)</p> <p>第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内で、次に掲げる額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 運賃収入の 2 分の 1</p> <p>(2) バス路線の沿線地域等による支援・協力金の 2 分の 1</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内で、次に掲げる額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 運賃収入の 2 分の 1 <u>上限 50 万円</u></p> <p>(2) バス路線の沿線地域等による支援・協力金の 2 分の 1 <u>上限 200 万円</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)